

文化センター改修等事業について

1 経 過

文化センターは平成6年（1994年）に開館し、開館以来25年以上が経過してきたなかで機器や設備の老朽化が進行して大規模改修が必要な時期を迎えています。

大規模改修には多額の費用を要するため、社会情勢や市民ニーズ等の変化を踏まえ、今後の文化センターのあり方について検討・決定した上で実施する必要があることから、教育委員会は令和2年度から令和4年度にかけて文化センターのあり方検討委員会を設置し、文化センターの今後のあり方について調査審議いただきました。

令和5年3月に検討委員会から教育長宛に「文化センターのあり方検討に関する提言書」が提出され、教育委員会は提言書をもとに協議を行い、令和5年5月に「文化センターのあり方に関する方針」を決定しました。教育委員会の方針は行政経営戦略会議に報告して了承され、市はこれを受けて教育委員会の方針を今後策定する基本計画の基礎とすることとしました。

これらの経過を踏まえ、次の段階として、より具体的な整備方針を示す基本計画を策定し、その後、基本設計、実施設計、大規模改修工事へと進めていく必要があります。

2 目 的

開館以来25年以上が経過した文化センターについて、大規模改修を実施することで現行法令への対応や老朽化した機器・設備の更新を行うと共に、現在の社会情勢や市民ニーズに合致した施設としていくため、令和5年5月に教育委員会が決定した「文化センターのあり方に関する方針」に基づき、大規模改修基本計画の策定を進めます。

3 実施方法

- (1) 庁内体制 教育部文化センター内に新たに準備室を設置し、担当職員を配置して策定業務に従事します。
- (2) 基本計画 令和6・7年度の2か年計画で策定を行います。策定にあたっては、改修工事に係る各種費用の概算及びランニングコストの試算等、専門的事項は業務委託により行います。そして、業務委託先と連携して大規模改修工事に必要な各種事項を総合的に比較検討し、基本計画を具現化していきます。
- (3) 市民意見 策定作業の段階に応じて文化センター内4館運営協議会への協議、市民アンケート及びパブリックコメント等により広く市民意見を聴取します。
- (4) 基金設置 自主財源以外に寄附金も含めて財源を確保するため、公共施設整備保全基金の一部を繰り入れ、同額を原資として文化センター改修基金を新たに設置して大規模改修に係る財源として積み立てます。

また、市内外にも幅広く寄附を募り、多くの方々からの寄附金を積み立て、大規模改修工事に係る経費の財源を確保します。

4 基金設置に係る条例（抜粋）

- (1) 名 称：文化センター改修基金条例
- (2) 目 的：文化センターの大規模改修に要する経費の財源に充てるため
- (3) 積立て：①一般会計歳入歳出予算で定める額
 ②文化センターの大規模な改修に要する経費の財源に充てることを目的とする
 寄附金の額
- (4) 処 分：文化センターの大規模な改修に要する経費の財源に充てる場合に限る

5 本事業に係る予算（令和6年度一般会計当初予算）

- (1) 9款4項5目文化センター費
 - 3) 文化センター改修基金管理に要する経費
24節積立金 文化センター改修基金積立金 150,000千円
- (2) 9款4項5目文化センター費
 - 4) ●文化センター改修等事業
 - 12節委託料 文化センター大規模改修基本計画策定業務委託料 17,201千円
 - ※継続費（令和6・7年度）
総額30,580千円(令和6年度17,201千円、令和7年度13,379千円)

6 今後のスケジュール（予定）

時 期	実施内容
令和6年2月～3月	市議会に改修基金条例（案）及び関連予算について提案・審議
令和6年3月下旬～8月	文化センター大規模改修基本計画策定業務委託募集・契約
令和6年4月	文化センター内に準備室設置、基本計画策定準備開始
令和6年9月～	文化センター大規模改修基本計画策定業務委託開始